

JETRO

メキシコにおける通関の留意点

日本貿易振興機構（ジェトロ）

メキシコ事務所 中畑 貴雄

2022年11月26日



首都メキシコシティの高層ビル群

本日の講演内容

I. 輸入業者登録と通関士登録

II. 必要書類

III. 輸入実務の流れ

IV. 非関税規制対象品目の輸入

V. 貿易協定に基づく特恵関税の活用

VI. 輸出申告とCFDI

本日の講演内容

I. 輸入業者登録と通関士登録

II. 必要書類

III. 輸入実務の流れ

IV. 非関税規制対象品目の輸入

V. 貿易協定に基づく特恵関税の活用

VI. 輸出申告とCFDI

1 | 輸入業者登録及び通関士利用の原則と例外

- ✓ メキシコの場合、原則として輸入を行うためには輸入業者登録（Padrón de Importadores）を取得した上で、登録通関士（Agente aduanal）、あるいは通関に関する法的代理人（Representante legal）を利用して通関手続きを行う必要がある。登録通関士には税関当局に納める通関行政手数料（DTA）とは別に、サービス報酬を支払う必要がある。
- ✓ 国際宅配便や国際郵便、旅行者の荷物など特定の場合に限り簡易通関が可能であるが、基本的には個人利用や自社利用を前提としている。
- ✓ 2020年度の貿易に関する一般細則（SAT貿易細則）第1.3.1則は、外交官が輸入する貨物や個人輸入、国際宅配便を利用した輸入など22項目に該当する場合は、輸入業者登録が必要ないと規定している。なお、国際郵便は同22項目の中に含まれていないが、同細則の第3.7.2則に基づき簡易通関が可能である。
- ✓ 劇薬、放射性物質、武器、爆発物、中古車など部門別（特別）輸入業者登録（Padrón de Importadores Sectorial）が必要な品目（SAT貿易細則別添10に記載）について、輸入業者登録なしでの輸入はできない。

2 一般輸入業者登録と部門別輸入業者登録

- ◆ 一般輸入業者登録は、国税庁（SAT）の以下のウェブサイトから申請可能。RFCと電子署名（FIEL）があり、税務上の住所が登録されており、SATとの間に税務メールボックス（Buzón Tributario）が設置されており、租税債務等が無ければ、**10営業日以内**に取得可能。

<https://www.sat.gob.mx/tramites/login/46063/inscribete-en-el-padron-de-importadores>

- ◆ SAT貿易細則別添10のAに記載されている以下の**16部門**の商品を輸入する場合は、一般輸入業者登録に加え、特定部門別輸入業者登録が別途必要。
 1. 化学品、2. 放射性物質、3. 前駆体及び麻薬製造用主要化学品、4. 武器類、5. 爆発物及び同原料、6. 花火製造用化学品・原料・類似製品、7. その他の武具・装置・刃物・爆発物、8. 武器等の製造のための機械・器具・装置・物質、9. タバコ、10. 履物、11. 繊維、12. エチルアルコール、13. 炭化水素・燃料、14. 鉄鋼、15. 鉄製品、16. 自動車（中古車）
- ◆ 一般的に輸出のための事業者登録は不要だが、SAT貿易細則別添10のBに記載されている**15部門**の商品を輸出するためには、特定部門別輸出業者登録が必要。
- ◆ 一般輸入業者登録、部門別輸入業者登録に関する参考情報は、SATの以下サイトを参照。

<http://omawww.sat.gob.mx/PadronImportadoresExportadores/Paginas/index.html>

3 通関士、社内通関代表者、通関代理店の登録

- ◆ メキシコで輸出入通関を行う際、原則として輸出者あるいは輸入者が税関に登録した「**通関士**」(Agente Aduanal)を通じて申告を行う。通関士は生来のメキシコ人(帰化したメキシコ人では不可)しか就くことができない職業で、通関士として働くためには国税庁(SAT)による許認可(通関士免許)が必要。通関士免許の数は限られており、1人の通関士が通関できる税関は4カ所に限られる。
- ◆ 通関業界には競争が生まれにくい環境にあったため、通関業界に競争をもたらし、通関コストの中長期的な引き下げを目的の1つとして、2013年末に税関法の改正が行われた。同改正に基づき、輸出入通関における通関士の利用が選択制となり、企業自らが通関申告を行うことが可能になった。企業自らが通関申告を行う場合は、「社内通関法的代表者」(Representante Legal)を通じて行う必要があり、税関法施行規則第236条の要件を満たす必要がある。
- ◆ 輸出入通関に通関士を用いるのか、それとも社内で法的代表者を立てて自社で申告を行うのかは、メリットとデメリットを考慮した上で、慎重に検討する必要がある。

通関士と社内通関代表者のメリットとデメリット

制度	メリット	デメリット
通関士	雇用関係がない(交替が容易)	複数の企業の仕事を請け負うため、自社の通関が最優先されない可能性
	専門性が高い	自社の業務を第3者に依存することになる
	多様な経験・視野の広さ	自社とは無縁の理由による通関士の許認可取り消しで輸入できなくなるリスク
	申告した通関に関し、通関士も連帯責任を負う	数量や価格等に応じて報酬が増加
	既存のインフラがある(電子申告等)	出来が悪くても交替が困難(解雇が必要)
社内通関代表者	税関当局との人的ネットワーク	法的代表者のミスは100%自社の責任
	自社のためだけに働いてくれる	自社で電子申告インフラを整備する必要あり
	企業や製品についての深い知識	必要に応じて残業や休日出勤による対応が可能
	報酬は給与であり、通関申告の量に直接比例しない	自社で貨物運搬等の補助要員を雇う必要あり

(出所)税関法、税関法施行規則、各種報道を基に作成

- ◆ 2018年6月の税関法改正に基づき、「**通関代理店 (Agencia Aduanal)**」のカテゴリーが創設された。通関代理店は、通関士が少なくとも1人以上参加する法人で、個人ではなく法人に通関業務を行う許認可が付与され、輸出入事業者は同法人を登録することで輸出入申告が可能になった。

本日の講演内容

I. 輸入業者登録と通関士登録

II. 必要書類

III. 輸入実務の流れ

IV. 非関税規制対象品目の輸入

V. 貿易協定に基づく特恵関税の活用

VI. 輸出申告とCFDI

1 | 輸入申告における必要書類

- ◆ 輸出入申告で必要な書類は申告書 (Pedimento)の他、以下のとおり (税関法第36-A条)。必要書類は、**メキシコ貿易手続単一電子窓口 (VUCEM) などを通じて事前送信**しておく必要がある。
- ◆ 通関の際、全ての文書を電子化してQRコード化したDODA (Documento de Operación para Despacho Aduanero、後述) を発行し、輸送業者がそれを税関に提示することで通関することができる。

<輸入申告>

- A) インボイスなど商品価格を証明する書類
- B) 商品の輸送書類 (B/L、AWBなど)
- C) 必要に応じ、非関税輸入規制を遵守していることを証明する書類
- D) 必要に応じ、原産地証明書
- E) 中古車等特定品目を大蔵公債省が定める推定価格以下で輸入する場合、保証金の入金証明書
- F) バルク貨物を港の税関で輸入する場合、重量や体積を証明する書類
- G) 必要に応じ、識別・分析・管理を行うための情報

<輸入申告書>

- A) インボイス、もしくは商品価格を証明する書類
- B) 非関税輸出規制を遵守していることを証明する書類

2 | 商品価格を証明する書類について

- ◆ コマーシャルインボイスは、事前にVUCEMを通じてCOVE（Comprobante de Valor Económico）という電子文書に変換して事前送信する必要がある。
- ◆ 発効が何度も先送りにされてきたが、税関法施行規則第81条に基づき、**価格情報の詳細を示す様々な情報を電子的にVUCEMを通じて提出する義務が近々導入される見通し（Manifestación de Valor Electrónica）。**

<COVE>

- ✓ 輸入者（もしくは権限を委譲された輸出入者の代理人）は、通関士による輸入申告データ入力に先立ち、VUCEMを通じてコマーシャルインボイスに記載されている内容をCOVEとしてのデータを入力するか、もしくは税関のシステムとリンクしている民間ウェブサービス（ソフトウェア）経由でXML形式の電子データを送信しなければならない。

<Manifestación de Valor Electrónica>

- ✓ VUCEMを通じ、SAT貿易細則（RGCE）別添1のE2のフォーマットの詳細な情報を提出する。
- ✓ **履物、繊維・縫製品、鉄鋼、鉄鋼製品、鉄鉱石、金・銀・銅、スクラップ（鉄・アルミ）などのセンシティブ品目を扱う場合、別添書類を貼付（アップロード）する必要がある。**
- ✓ 上記別添書類の中として**原産国や経由国の輸出申告書のデータなども求められており、スペイン語に翻訳する必要もある。**

本日の講演内容

I. 輸入業者登録と通関士登録

II. 必要書類

III. 輸入実務の流れ

IV. 非関税規制対象品目の輸入

V. 貿易協定に基づく特恵関税の活用

VI. 輸出申告とCFDI

1 | メキシコにおける輸入実務のプロセス

通常は以下のようなプロセスを踏む。

- ① 非関税規制や貿易プログラムに応じた許認可（VUCEMを活用）や特恵関税利用のための文書の準備
- ② 貨物の到着と保税区への搬入
- ③ 通関士による貨物事前検査（プレビオ：Reconocimiento Previo）の実施
- ④ 通関士による輸入申告書の作成（Prevalidación）
- ⑤ 税関による申告の承認（Validación）
- ⑥ 租税公課の支払い
- ⑦ DODAの発行、保税区からの貨物搬出指示
- ⑧ 通関の実施（税関信号の起動）
- ⑨ 貨物検査の実施（税関検査となった場合のみ）
- ⑩ 目的地への輸送

2 VUCEMを通じた許認可等の取得

- ◆ メキシコでは2012年3月以降、貿易手続きの電子化を進めており、メキシコ貿易手続単一窓口 (VUCEM) を通じて多くの貿易関連文書（非関税規制品目に関する輸入許可等）が入手できるようになっている。
- ◆ VUCEMを利用するためにはユーザー登録が必要であり、また通関士などに手続きを代行させる場合、通関士に「デジタル印章 (Sello Digital)」を与える必要がある。

◆ 現時点で9の省庁と2民間団体が所管する手続きをVUCEMで実施できる。



- ◆ 非関税規制 (RRNAs) に関する手続きのみならず、IMMEXやPROSECなどの経済省の貿易プログラムの登録・変更、第3者証明制度の原産地証明書の発給に係る手続きなども実施することができる。
- ◆ 各種証明書は電子文書 (e-document) として公布され、通関士が同コードを申告書に入力することにより、通関が可能となる。

3 | プレビオ (Reconocimiento Previo) とは？

◆ 通関士が輸入申告前に税関の保税区域内で行う貨物内容事前点検のこと。

- ◆ 貨物と書類の照合(数量、商品名など)を目的として行われるもの。誤申告時の通関士の責任が重いため、**通関士が税関法第42条で認められた権利として輸入者に実施を求める。**
- ◆ 保税区域で開梱検査されるため、**貨物へのダメージが懸念されるほか、点数が多い貨物は通関までに要する準備期間が長くなる。**
- ◆ 通関士の合意を得てプレビオの省略・簡素化を行うことは可能だが、通関士を納得させることは容易ではない。
- ◆ プレビオを伴う通常の通関で法規違反が指摘された場合、**通関士は未納の租税公課や延滞金利などの支払いに連帯責任を負うが、プレビオがない場合、税関法54条I項の「輸入者から与えられた情報が不正確であり、不正確であるという事実を知る由がなかった」という事由が適用されて通関士の責任はなくなり、**輸入者が全責任を負うリスク**がある。**

4 | 通関士による輸入申告書の作成と承認

- ◆ 輸入申告書の作成は、税関システムと連携した通関士業界などの電子システム（Sistema Prevalidador）を介して登録通関士が行う。同システムの承認後、SATのシステム（Sistema Validador）が本承認を行う。
- ◆ 輸入申告書は大きく分けて、輸入オペレーションの全般を扱う部分（Nivel General/Nivel Pedimento）と輸入する商品の品目別詳細情報を入力する部分（Nivel Partida）に分かれる。
- ◆ SAT貿易細則（RGCE）の別添22に従い、申告書には輸入形態に応じた申告コード（Clave）があるほか、オペレーションや商品に関する識別コード（Identificadores）が存在するため、それらのコードを正しく入力する必要がある。

通関申告コード（一例）

コード	形態
A1	確定輸入/確定輸出
IN	原材料の一時輸入（IMMEX）
AF	固定資産の一時輸入（IMMEX）
RT	再輸出（IMMEX）
M1	原材料の戦略的保税区域（RFE）への輸入
M2	機械・工具のRFEへの輸入
M3	商品のRFEへの搬入
M4	固定資産のRFEへの搬入
J3	RFE内で製造した製品の輸出/再輸出
J4	RFE内で加工・補修した外国製品の再輸出
V1	一時輸入部材の移転（バーチャル輸出入）
V5	一時輸入部材の移転（バーチャル輸出/確定輸入）
BP	見本品・サンプルの一時輸入
F4	原材料・商品の輸入ステータスの変更（一時⇒確定）
F5	固定資産等の輸入ステータスの変更（一時⇒確定）
R1	申告書の修正
CT	補完申告（USMCA、EUメキシコFTA）

識別コード（一例）

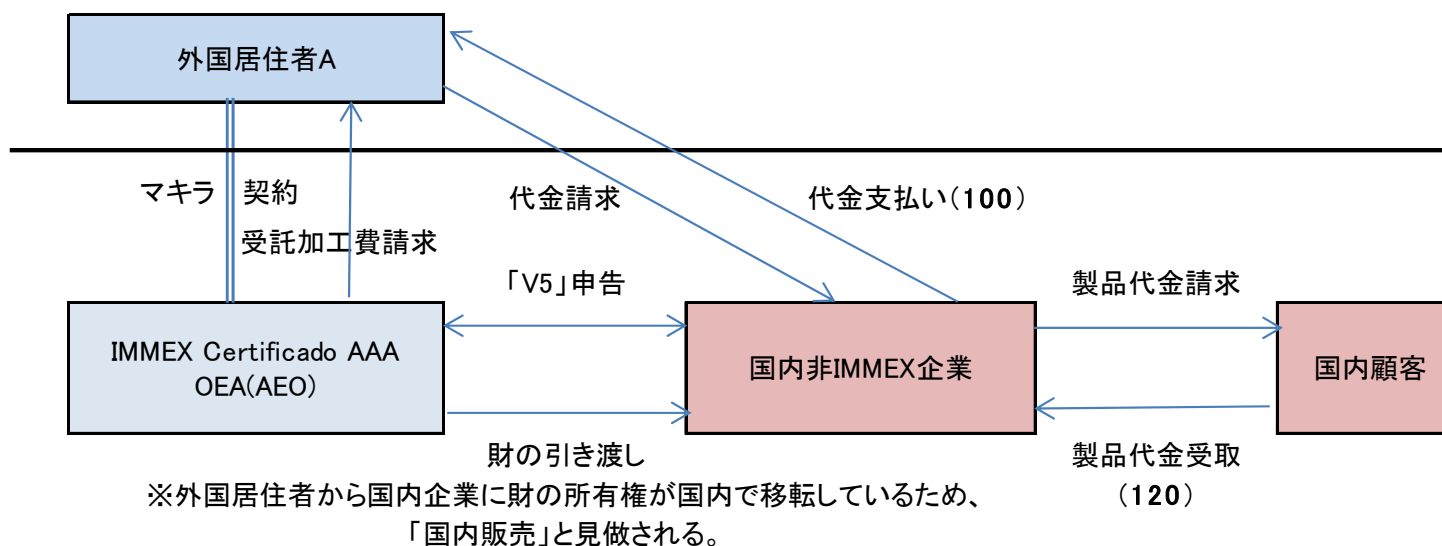
コード	レベル	オペレーション
C1	G	IVA/IEPS保税認定企業であることの申告
DT	P	USMCA第2.5条に基づく一時輸入原材料の関税支払い
DU	P	欧州とのFTAに基づく一時輸入原材料の関税支払い
EA	P	輸出入自動通知の対象外であることの申告
EN	P	NOM対象外であることの申告
EP	P	輸入業者登録が免除されることの申告
IA	G	AEO(OEA) など認定企業であることの申告
IM	G	IMMEX企業であることの申告
IR	G	戦略的保税区域（RFE）入居企業であることの申告
MC	P	商標登録がなされた商品の輸入であることの申告
MS	G	サービスIMMEX企業であることの申告
NA	P	ラテンアメリカ統合連合（ALADI）の特恵関税適用申告
NS	P	部門別輸出入業者登録の対象外である申告
PP	G	PROSEC登録企業であることの申告
PS	P	PROSEC税率を適用することの申告
TL	P	FTAの特恵税率を適用することの申告
V1	G	一時輸入部材を移転する際の申告

（注）レベルは「G」が申告書レベル、「P」が商品レベルの識別コード。

(参考) V5オペレーションに注意

- ◆ 外国居住者に所有権がある保税在庫を「V5」申告で確定輸入する場合、輸入IVAに加えて販売IVAの源泉納税が必要であり、これを失念して後から指摘されるリスクが高い。また、キャッシュフローの観点からも望ましくない。

「V5」オペレーションの商流とIVA



<IVAのキャッシュフロー>

A. 仮払いIVA

①「V5」申告時: 16.0 (「100」×16%) ※課税対象行為は「財の輸入」(V5申告は受け手にとって「輸入」申告)

②月次IVA申告納税時(源泉): 16.0 (「100」×16%) ※課税対象行為は「財の国内販売」

合計: 32.0

B. 仮受けIVA ※顧客が上記1社しかいないと仮定した場合。

製品代金受取時: 19.2 (120×16%)

C. 申告納税額

19.2-32.0 = △12.8 (IVA saldo a favor)

※申告納税額がマイナス(Saldo a Favor)になるため、翌月以降のIVAから相殺するか、還付申請を行う。

5 | 租税公課の支払い

- ◆ 輸入申告書を作成して租税公課が確定した後、PECE (Pago Electrónico de Comercio Exterior)、インターネットバンキング、銀行窓口などで租税公課を支払う必要がある。
- ◆ 国内商業銀行8行で貿易関連の租税公課を支払うことができるが、PECEを通じた決済ができるのは大手5行のみ。
- ◆ 輸入申告時に輸入者が支払う租税公課の種類と課税ベース、税率(税額)は下表のとおり。

メキシコにおける輸入関連租税公課（確定輸入の場合）

種類	課税ベース	税率/税額	備考
IGI 関税	商品価格	0~50%	FTAやPROSECなどを活用して軽減可能。
IVA 付加価値税	商品価格+IGI+DTA	0%/16%	食品・医薬品・書籍などはIVAが0%
DTA 税関手数料	商品価格	0.8%	FTA利用により減免可能。IMMEX等を用いた一時輸入でも軽減される。
PREV 申告事前承認システム利用料	-	MXN 302.00	通関士業界などが提供する申告事前承認サービス対価だが、一度当局に支払う。

(参考) FTAの活用によるDTAの軽減

(A) DTAの金額は、確定輸入であってもFTAを活用することで異なってくる。

確定輸入における税関手数料(2021年, 原産国別)

米国, カナダ, 中米5カ国, コロンビア, ボリビア, チリ	EU, EFTA, イスラエル, CPTPP	MFN/その他(日本含む)
免除	352ペソ/申告	CIF × 0.8%

(B) TPP11を活用することによるDTAの軽減効果

- TPP第2-14条は、「各国の税関手数料が役務の費用の概算額を限度とし、従価により手数料や課徴金を課してはならない」と規定しており、2018年12月30日以降、メキシコはTPP11の原産品に対し、EU原産品と同様の定額のDTAを適用している。
- 税関評価額が4万4,000ペソ(約2,100ドル)を超える商品を輸入する場合、日墨EPAや一般関税率を適用するよりも、TPP11を活用した方が得になる。
- たとえば、税関評価額が100万ドル、MFN関税率0%のマシニングセンター(HS8457.10.01)を日本から輸入する場合、TPP11を活用しても関税負担は変わらない。ただし、DTAの削減効果があり、また、DTAはIVAの課税ベースに算入されることからIVAの軽減効果も生まれ、合計で9,260ドルの租税公課負担の違いが出る。

6 | 保税區からの搬出⇒通関

- ◆ 輸入申告が承認され、租税公課を支払った後、DODA (Documento de Operación para Despacho Aduanero)、あるいはPITA (Proyecto de Integración Tecnológica Aduanera) という電子文書 (QRコード) を発行し、保税區から貨物を運ぶ輸送業者が同QRコードを税関に提示することで通関できる。
- ◆ DODAは既に国内49税関で利用可能となっており、これまでのように輸入申告書の表紙や文書リスト等を印刷する必要はない。
- ◆ SATの税関職員がQRコードをモバイル端末で読み取ると、ランダムで税関信号 (Mecanismo de Selección Automatizado:MSA) が起動し、緑 (Desaduanamiento Libre) か赤 (Reconocimiento Aduanero) が出る。赤になった場合は、税関検査員による貨物検査が行われる。
- ◆ MSAで赤信号が出る確率は、品目 (HSコード)、原産国、輸入者の税務履行状況、商標が登録された商品かどうか、など違法輸入が行われる可能性を考慮して確率が設定されている。
- ◆ 貨物検査の際に商品が乱暴に扱われる可能性があるが、通常は税関職員ではなく、通関代理店が雇用するスタッフが開梱したり動かしたりするため、業者の選定に注意する必要がある。

本日の講演内容

- I. 輸入業者登録と通関士登録
- II. 必要書類
- III. 輸入実務の流れ
- IV. 非関税規制対象品目の輸入**
- V. 貿易協定に基づく特恵関税の活用
- VI. 輸出申告とCFDI

1 | 非関税規制（RRNA）対象品目の輸入プロセス

- ◆ VUCEMを通じて事前に輸入許可などを取得。
- ◆ 通関士が輸入申告時に電子文書（e-Document）のコードを入力
- ◆ RRNA対象品目と同じHSコードだが実際は対象ではない場合、通関士が特別な識別コードを入力

◆ メキシコ公式規格（NOM）以外のRRNAについては、大半がVUCEMを通じて許認可を取得することが可能。VUCEMを通じて入手した電子文書のコードを通関士が申告書に入力する。

◆ RRNAのうち、日系企業も関連する主なものは、以下のとおり。

- ① 輸入自動通知/許可（Aviso/Permiso Automático de Importación）：鉄鋼、繊維・履物（推定価格以下の場合）等
- ② 輸入衛生事前許可（Permiso Sanitario Previo de Importación）：医薬品、医療機器、食品、農薬、殺虫剤など
- ③ 国防省の輸入事前許可：火薬、爆発物など
- ④ エネルギー省の輸入事前許可：燃料など
- ⑤ NOMのうち、製品安全・省エネ規格：電子製品、家電など
- ⑥ NOMのうち、商品情報表示規格：食品、電子製品、家電、その他消費財

2 | 非関税規制 (RRNA) 対象品目の調べ方

- ◆ 経済省のインターネット関税情報システム (SIAVI) でHSコード毎にRRNAの有無も確認可能。
- ◆ 経済省の国家貿易統合システム (SNICE) で各省庁規制品目の最新リストをダウンロード可能。
- ◆ NOM関連については、SNICEのMicrositioが存在し、そこから対象品目や認証機関を調べることができる。

◆ Sistema de Información Arancelaria Vía Internet (SIAVI)

<http://www.economia-snci.gob.mx/>

◆ SNICEの法令検索ページ

SNICEトップページ (<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/home.html>)

SNICE法令検索サイト

(<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/bibliotecaJuridica2n.html>)

(例) 保健省の規制対象品目

(<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/salud.2020.html>)

◆ SNICEのNOM関連情報紹介サイト (Micrositio)

NOM関連トップ (<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/nomsinicio.html>)

安全・省エネ規格関連 (<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/noms.inicio.html>)

商品情報表示規格関連

(<https://www.snice.gob.mx/cs/avi/snice/etiquetado.normas.2020.html>)

3 | 非関税規制（RRNA）対象品目の輸入申告

- ◆ 通関士が輸入申告書の商品情報記載欄（Nivel Partida）のRRNAの入力欄に、非関税規制コード（Clave）と許可証の番号、承認コード（Firma de Descargo）、価格（ドル建て）、数量を入力する。

代表的な非関税規制の申告コード

コード	規制内容	管轄省庁	コード	規制内容	管轄省庁
CP	関税割当対象品目	SE	S5	保健省の輸入事前通知義務対象品目	SSA
C1	経済省の輸入事前許可対象品目	SE	S6	保健省の輸出事前許可対象品目	SSA
C2	中古品の場合の輸入事前許可	SE	T2	危険物質・廃棄物輸出許可対象品目	SEMARNAT
C6	経済省の輸出事前許可対象品目	SE	T8	ワシントン条約による輸出規制品目	SEMARNAT
AV	輸入自動通知（鉄鋼等）	SE	D1	武器・爆発物輸出入規制対象品目	SEDENA
IM	IMMEXセンシティブ品目輸入許可	SE	N1	エネルギー省による輸入許可対象品目	SENER
NM	NOM対象品目	SE	N2	エネルギー省による輸出許可対象品目	SENER
N3	NOM情報表示規格対象品目	SE	C1	エネルギー省の輸入事前許可対象品目	SENER
A1	動植物検疫・水産品衛生証明書対象品目	SADER	C6	エネルギー省の輸出事前許可対象費目	SENER
A1	動植物検疫・水産品衛生証明書対象品目	SADER	PF	農薬・肥料・毒物輸出入許可対象品目	CICOPRAFEST
S1	保健省の輸入事前許可対象品目	SSA	BA	芸術品等の輸出許可対象品目	INBAL
S2	保健省による輸入通知義務対象品目	SSA	FE	コーヒーの輸出許可	コーヒー審議会
S3	衛生登録のコピー提示義務対象品目	SSA	TQ	テキーラの輸出許可	CRT

(注) SE：経済省、SADER：農業農村開発省、SSA：保健省、SEMARNAT：環境天然資源省、SEDENA：国防省、SENER：エネルギー省
CICOPRAFEST：農薬毒物生産使用管理他省庁委員会、INBAL：国家芸術文学院、CRT：テキーラ規制審議会

4 | NOM（製品安全・省エネ規格）対象品目の輸入

- ◆ NOM対象品目を輸入する場合、政府当局や認証機関が発行するNOM適合証明書を輸入申告書に添付（VUCEMを通じてアップロード）する必要がある。
- ◆ 認証を受けた認証機関に依頼し、**輸入する商品のNOM認証データを認証機関が「NOM証明書システム」で輸入に先立ち送信しておく必要がある。**
- ◆ NOMの適合性評価プロセス(PEC)は認証機関(OC)が行う。適合性評価証明書を発行後、OCは以下の「NOM証明書システム」を通じてNOM認証のデータを輸入に先立ち事前送信しておく必要がある。**認証データが事前送信されていないと、税関から輸入申告の許可が下りない。**

<http://www.normas-aduanas.gob.mx/normas-Aduanas/>

- ◆ OCが事前送信しなければならないデータは、輸入者の納税者登録番号(RFC)、適合評価証明書の番号、商品のHSコード、証明書の有効期限などであり、以下から確認できる。

https://www.snice.gob.mx/~oracle/SNICE_DOCS/MANUAL_OCs-NOMS_20190610-20190610.pdf

https://www.snice.gob.mx/~oracle/SNICE_DOCS/CAMPOSOBLIGATORIOS-noms_20200805-20200805.pdf

- ◆ 輸入者は、認証機関による上記データ事前送信を確認した上で、輸入申告書の非関税規制についての所定入力欄にNOM対象品目であることを示す「NM」コードを入力し、**NOM適合証明書の番号を入力する必要がある。**

5 | NOM（商品情報表示規格）とは

◆ 商品情報表示規格とは、強制規格であるメキシコ公式規格（NOM）のうち、商品情報を消費者に対して正確に提供するための規格。

◆ 代表的な商品情報表示規格は、以下のもの。

NOM-004-SCFI-2006（繊維・衣類等の商品情報表示）

NOM-020-SCFI-1997（皮革・革製品・履物等の商品情報表示）

NOM-024-SCFI-2013（電子・電気・家電製品の商品情報表示）

NOM-139-SCFI-2012（バニラエッセンス・派生品等の商品情報表示）

NOM-055-SCFI-1994（難燃剤・防炎剤の商品情報表示）

NOM-003-SSA1-2006（塗料・インク・ニス等の商品情報表示）

NOM-084-SCFI-1994（マグロ・カツオの缶詰等の商品情報表示）

NOM-051-SCFI/SSA1-2010（加工食品・非アルコール飲料の商品情報表示）

NOM-142-SSA1/SCFI-2014（アルコール飲料の商品情報表示）

NOM-015-SCFI-2007（玩具の商品情報表示）

NOM-141-SSA1/SCFI-2012（化粧品の商品情報表示）

NOM-116-SCFI-1997（自動車エンジン用潤滑油の商品情報表示）

NOM-189-SSA1/SCFI-2002（家庭用衛生・掃除用品の商品情報表示）

NOM-187-SSA1/SCFI-2002（トルティージャ、トルティージャ粉等の情報表示）

NOM-050-SCFI-2004：一般情報表示規格（上記NOMの範囲外のもの）

6 | NOM（商品情報表示規格）対象品目の輸入手続き

- ◆ 商品情報表示規格の対象品目を輸入するための手続きとしては、4つのオプションがある。
- ◆ NOM商品情報表示（ラベル）規格については、輸入者は以下の選択肢を採ることができる。
 - ① 対象NOMに適合した情報表示（商品ラベル等）を付けた商品を税関当局に提示し、通関の際に当局の確認を受ける。
 - ② 指定検証機関（UVA）に予め商品ラベルや包装のサンプルを送付して「適合証書」を作成してもらい、同証書を輸入申告書に添付する。
 - ③ UVAでもある総合保税倉庫業者で商品ラベルを貼付することを宣誓し、同保税倉庫でラベルを添付する。
 - ④ 輸入通関後に特定住所において商品ラベルを添付し、UVAの検査を受けることを宣誓したうえで通関する。通関後、15暦日（数が多い場合は40暦日）以内にラベル貼付。
- ◆ 上記④の選択肢は、輸入業者登録を取得して2年以上で、且つ過去12ヵ月間で10万ドル以上の輸入額がある企業しか採用できない。
- ◆ 上記①または②を選択する場合、非関税規制の記号（Clave）として「N3」を入力し、該当するNOMのコードを入力する。③または④を採用する場合、非関税規制の記号としては「NM」を入力し、UVAとの契約書番号を入力する。また、商品情報（Nivel Partida）の識別コード（Identificador）として③の場合は「PA」、④の場合は「PB」を入力し、補足1の欄にUVAの認定コード、補足2の欄にNOMのコードを入力する。

6 | NOM（商品情報表示規格）対象品目の輸入手続き

- ◆ 前スライドの①税関で実物検査を受けるオプション以外の場合は、検証機関（UVA）にデータの事前送信を依頼する必要がある。
- ◆ 前スライドの②、③、④の選択肢を活用する場合、指定のエクセルファイル（Layout 1）でUVAを通じて情報（検証サービス申請番号、NOMのコード、UVAの認定番号、輸入者のRFCと名称等、商標、品名、HSコード、申請日、検証サービス有効期限、ラベル形態、モデル名、数量単位、数量、検証ラベル数）を経済省DGCEにE-mailで事前送信し、DGCEが税関の貿易オペレーション確認システム（VOCE）に同情報を入力しなければ、輸入オペレーションの確認（許可）が下りないようになった。
- ◆ なお、③と④の選択肢を活用した場合、実際にUVAが対象品目のラベルを実物検証した後、実際に検証した品目のデータを指定のエクセルファイル（Layout 2）でDGCEにE-mail送信する必要がある。これは、輸入通関を行った日から40歴日以内に完了する必要がある。
- ◆ 以下の輸入者の場合、輸入通関後に商品情報表示（ラベル貼付）を行う選択肢（③及び④）を採用する際のデータ送信の内容が簡素化される。
 - ① SATから認定経済事業者（AEO、スペイン語ではOEA）の認定を受けている輸入者
 - ② 直近の1年間で合計2億ドル以上の輸入実績がある輸入者

7 | HSコードがRRNAの対象だが、実際は対象外の場合

- ◆ HSコードが非関税規制（RRNA）の対象となっているが、実際は規制対象外の品目の場合、通関士が特別な申告コードを入力することにより、RRNAに関する証明書などが無くても輸入は可能。
- ◆ 2020年7月1日にHS2017に基づく新輸出入関税法が公布され、11月17日に新関税率表の9～10桁目に相当する商品識別番号（NICO）が公示された。
- ◆ 非関税規制（RRNA）については、HS8桁で判断する。経済省貿易細則等を見ると、RRNAの対象品目を示すためにHS8桁に加えてNICOの記載もあるが、特定のNICOのみを対象とする場合、8桁のレベルで「対象範囲の限定」（Acotación）として、「〇〇のみ」（U要件）、「〇〇を除く」（E要件）と記述が加えられている。
- ◆ 新関税率表への移行に際し、従来は複数のコードに分かれていたHSコードを、7～8桁では同一コードに統合し、9～10桁目（NICO）で改めて細分化した品目が多くみられる。HSコードが7～8桁目で統合された品目は全て同じ関税率だが、**非関税規制については対象のもの、対象でないものの双方が含まれていることがある。**
- ◆ これらの品目の輸入申告では、通関時に特別な識別コード（Identificadores）を入力する必要がある。

7 | HSコードがRRNAの対象だが、実際は対象外の場合

- ◆ 実際に申告するコードは、輸入許可、NOM、部門別輸入業者登録など、ケースに応じて異なる。

◆ 通関士は、輸入申告書(Pedimento)の商品情報入力欄(Nivel Partida)に特別な識別コード(Identificadores)を入力する。

<鋼材などの輸入事前自動通知の場合>

- ① 識別コード(Identificadores)として「XP」を入力
- ② 同識別コードの補足1(Complemento1)の欄に「AV」を入力
- ③ 同補足2(Complemento2)欄に、経済省令の対象範囲の記述から対象外であることを示す記号である「E」(Excepto~に該当する場合)、あるいは「U」(Únicamente~に該当しない場合)を入力。

<NOMの場合>

- ① 識別コード(Identificadores)として「EN」を入力
- ② 同識別コードの補足1(Complemento1)の欄に「E」、あるいは「U」を入力
- ③ 同補足2(Complemento2)欄に、NOMの番号・記号を入力

<部門別輸入業者登録の場合>

- ① 識別コード(Identificadores)として「NS」を入力
- ② 同識別コードの補足1(Complemento1)の欄に「1000」を入力

7 | HSコードがRRNAの対象だが、実際は対象外の場合

◆ 識別コード入力の例。

輸入事前自動通知 (Aviso Automático de Importación)対象品目

TIGIE(新)	品名	NICO	識別コード	補足1	補足2	補足3
7228.50.02	合金鋼の棒 (冷間成形) -工具鋼	01	XP	AV	E	空欄

NOM-001-SCFI-2018対象品目

TIGIE(新)	品名	NICO	識別コード	補足1	補足2	補足3
8525.80.05	防振システム付テレビカメラ	01	EN	U	NOM-001-SCFI-2018	空欄

NOM-024-SCFI-2013対象品目

TIGIE(新)	品名	NICO	識別コード	補足1	補足2	補足3
8525.90.07	クラクション・音声警告器の部品	02	EN	E	NOM-024-SCFI-2013	空欄
8525.80.05	防犯・監視 (CCTV) カメラ	03	EN	U	NOM-024-SCFI-2013	空欄

特定部門別輸入業者登録対象品目

TIGIE(新)	品名	NICO	識別コード	補足1	補足2	補足3
7210.12.04	DR (ASTM A623規格の2桁)	02	NS	1000	空欄	空欄

本日の講演内容

- I. 輸入業者登録と通関士登録
- II. 必要書類
- III. 輸入実務の流れ
- IV. 非関税規制対象品目の輸入
- V. 貿易協定に基づく特恵関税の活用**
- VI. 輸出申告とCFDI

1 貿易協定に基づく特恵関税を適用した輸入申告方法

- ◆ VUCEMを通じて輸出者から入手した原産地証明書をアップロード。
- ◆ 通関士が輸入申告書の商品情報の欄（Nivel Partida）に「TL」あるいは「NA」の識別コードを入力。

FTAの特恵関税適用のための識別コード（例）

ケース	識別コード (Identificadores)	補足1 (Complemento 1)	補足2 (Complemento 2)	補足3 (Complemento 3)
USMCAを活用して米国産品を輸入	TL	USA		
USMCAを活用してカナダ産品を輸入	TL	CAN		
TPP11を活用して日本産品を輸入	TL	JPN	TIP	
TPP11を活用してベトナム産品を輸入	TL	VNM	TIP	
日墨EPAを活用して日本産品を輸入	TL	JPN		
EUメキシコFTAを活用してドイツ産品を輸入	TL	DEU		
EUメキシコFTAを活用してイタリア産品を輸入	TL	ITA		
ACE55号を活用してブラジル産品を輸入	NA	ACE55	BRA	
ACE53号を活用してブラジル産品を輸入	NA	ACE53	BRA	
ACE6号を活用してアルゼンチン産品を輸入	NA	ACE6	ARG	
ALADI地域協定4号（PAR4）を活用してエクアドル産品を輸入	NA	REG4	ECU	
太平洋同盟を活用してコロンビア産品を輸入	TL	COL	ALP	証明書番号
メキシコ-コロンビアFTAを活用してコロンビア産品を輸入	TL	COL		

2 貿易協定を活用して輸出する場合（原産地証明書の入手方法）

- ◆ 自己証明方式のFTAの場合、生産者、あるいは輸出者が自ら作成して署名するだけで済む。
- ◆ 第三者証明方式のFTA・特惠貿易協定の場合、VUCEMを通じた経済省に対する申請が必要。
- ◆ 認定輸出者自己証明制度の場合、政府による認定を受けた後、輸出者自らが原産地証明書を作成できる。

協定名	発効時期	第三者証明制度 (政府保証制度)	認定輸出者 自己証明制度	自己証明制度 (自己申告制度)
NAFTA	1994年1月	-	-	○
メキシコ・コロンビアFTA	1995年1月	○	-	-
メキシコ・チリFTA	1999年8月	-	-	○
EUメキシコFTA	2000年7月	○	○	-
メキシコ・イスラエルFTA	2000年7月	-	-	○
EFTAメキシコFTA	2001年7月	○	○	-
メキシコ・ウルグアイFTA	2004年7月	○	-	-
日本メキシコEPA	2005年4月	○	○	-
メキシコ・ペルーFTA	2012年2月	○	-	-
メキシコ・中米単一FTA	2012年9月	-	-	○
メキシコ・パナマFTA	2015年7月	○	-	-
太平洋同盟	2016年5月	○	-	-
CPTPP	2018年12月	-	-	○
USMCA	2020年7月	-	-	○
ALADIの協定(ACE/PAR)	複数	○	-	-

3 第3者証明制度の原産地証明書取得プロセス

- ◆ VUCEMを通じて2種類の手続きが必要。

◆ 以下の2種類の手続きを行う必要がある。貿易手続単一窓口（VUCEM）を通じて電子的に申請するのが一般的。

① 原産品登録 (SE-03-051)

- **Registro único de productos elegibles para preferencias y concesiones arancelarias para: la obtención de certificados de origen de la ALADI, Alianza del Pacífico, SGP, TLC Colombia, TLC Panamá, Acuerdo Perú y TLC Uruguay; o para la obtención de certificados de origen o el carácter de exportador autorizado del Acuerdo Japón**
特恵対象となる原産品の原産性を判定するためのデータを提出し、原産登録を受ける。

② 原産地証明書の裏書

- **Validación del Certificado de Origen**

①で原産品登録した製品を輸出する際に、データを入力した原産地証明書に対し、経済省の確認(サイン)を求める。

本日の講演内容

- I. 輸入業者登録と通関士登録
- II. 必要書類
- III. 輸入実務の流れ
- IV. 非関税規制対象品目の輸入
- V. 貿易協定に基づく特恵関税の活用
- VI. 輸出申告とCFDI**

1 輸出申告とCFDI

- ◆ 輸出申告は輸入申告ほど複雑ではないが、現在は輸出申告の際に電子インボイス（CFDI）を発行することが義務付けられている。たとえば、代金決済を伴わない取引であっても、CFDI Trasladoを発行し、Complemento de Comercio Exterior（CCE）を付ける必要がある。

- ◆ Comprobante Fiscal Digital por Internet（CFDI）とは、SATに電子的に承認（Timbrado）された証憑であり、SATのウェブサイト経由、あるいはSATに認定された業者を通じて発行する。いわゆる電子インボイスだが、必ずしも代金請求行為だけに用いるわけではない。
- ◆ 代金決済を伴わない商品輸送などのために、CFDI Trasladoが発行されるが、代金決済を伴わない輸出の場合にも、これを用いる必要がある。
- ◆ 確定輸出（A1申告）のためのCFDIには、CFDIの補足データとしてCCE（Complemento de Comercio Exterior）を入力する必要がある。
- ◆ CCEに入力しなければならないデータについては、SATの以下のウェブサイトを参照。

http://omawww.sat.gob.mx/tramitesyservicios/Paginas/complemento_comercio_exterior.htm

http://omawww.sat.gob.mx/tramitesyservicios/Paginas/documentos/GuiaComercioExterior3_3.pdf

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

メキシコ事務所

中畑 貴雄



+52 – 55 – 5202 – 7900



infomex@jetro.go.jp



Torre Polanco, Mariano Escobedo 476,
Oficina 203, Col. Anzures, Miguel
Hidalgo, C.P. 11590 México, CDMX,
MEXICO

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。